３．経営強化計画の実施期間

⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

⑵　経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月１日から翌年３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

４．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

⑷　「新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策」については、例えば、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、当該者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

⑸　「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

５．協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

⑴　経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が法附則第26条第１項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、銀行持株会社等が法附則第26条第２項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。